

幼保連携型認定こども園

田園調布学園大学 みらいこども園 重要事項説明書

R4.4.1

1 事業者

事業者の名称	学校法人 調布学園
代表者の氏名	理事長 西村 昭
法人の所在地	東京都世田谷区東玉川二丁目21番8号
法人電話番号	03-3727-6121

2 事業の目的

事業の目的	「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（以下「認定こども園法」という）に基づき、小学校就学前の子どもに対し義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適度な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とします。
運営方針	<p>1 「学校法人調布学園」の理念に基づき、就学前の教育・保育を発達段階に応じて実施します。</p> <p>(1) 遊びを通して総合的に学ぶ環境の中で、子どもたち一人一人が乳幼児期にふさわしい生活を送り、人格形成の基礎を培います。</p> <p>(2) 同年齢や異年齢の子ども等、多様な人とのかかわりを通して、他者とかかわる楽しさや互いを尊重し合う大切さを知り、豊かな心や社会的態度の基礎を培います。</p> <p>2 子どもたちの健やかな育ちを実現することを目的として、地域の子育て家庭を対象にした子育ての支援を実施します。</p> <p>(1) かけがえのない子どもの姿をありのままに受け止め、子ども一人一人の発達に即したかかわりの大切さを保護者とともに考えながら、子育ての喜びが実感できる支援を行います。</p>

3 幼保連携型認定こども園の概要

(1)

名 称	田園調布学園大学 みらいこども園
所 在 地	神奈川県川崎市中原区下新城一丁目15番3号
電 話 番 号	TEL : 044-751-1211 FAX : 044-751-1711
法人創立年月日	昭和26年3月10日

事業認可年月日	平成22年4月1日
園長氏名	勝浦 芳子
職員数	園長1人、副園長1人、主幹保育教諭2人、保育教諭20人 栄養士1人、看護師1人、事務2人、 ただし、保育教諭等の人数については、在園児数により変動することがあります。

(2) 利用定員

年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
1号認定子ども				30人	30人	30人	90人
2号認定子ども				25人	25人	25人	75人
3号認定子ども	6人	18人	21人				45人
計	6人	18人	21人	55人	55人	55人	210人
学級編成				2クラス	2クラス	2クラス	6クラス

(3) その他

扱う保育事業の種類	預かり保育、延長保育
職員への研修実施状況	職種、経験に基づき各自の仕事のレベルを高めるために全ての職員に対して実施。
自己評価の概要	職員による教育内容などの事後評価を事業終了ごと、及び年間評価を年1回実施し、教育に関する能力の向上に努めています。
第三者評価の概要	一年に数回、保護者から意見を聞き、その結果を公表します。
人権擁護、虐待防止のための体制	人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置、その他必要な体制を整備するとともに、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施、その他園児の人権の擁護、虐待の防止等のために必要な措置を取っています。
申込が定員を上回る場合の選考方法	1号認定子ども：親子面接及び行動観察による選考を行います。 なお、兄弟の在籍児・修了児の弟妹・同時出願のきょうだいについて優先することがあります。 2・3号認定子ども：保育の必要性の高い順番(川崎市が決定します。)
嘱託医	小児科医：中島夏樹、歯科医：玉置和延、薬剤師：大湾明美

4 教育・保育の提供を行う日（学期を含む）及び時間、提供を行わない日

	1号認定子ども	2・3号認定子ども
教育・保育の提供を行う日	月曜日～金曜日	月曜日～土曜日
教育・保育を行う時間	9:00～14:00 <預かり保育> 月～金 7:00～9:00 14:00～20:00 月～金（長期休業中） 7:00～20:00 土曜日 7:00～17:00	7:00～18:00 延長保育：18:00～20:00
教育・保育の提供を行わない日	土曜日、日曜日 国民の祝日等、11月1日（入園選考日） 開園記念日（6月5日） 春季休業日4月1日～4月7日 夏季休業日7月21日～8月31日 冬季休業日12月21日～1月9日 学年末休業日3月21日～3月31日	日曜日、国民の祝日等 12月29日～1月3日 3月31日（次年度準備日：ただし毎年曜日により異なります。）
	天候や感染症の流行等により教育・保育の提供を行わない場合があります。	

2・3号認定子どもについて、保育の提供を行う時間は、次のとおりとします。

（1）保育標準時間認定を受けた園児の場合

7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間とします。

実際に保育の提供を行う時間帯は、各世帯の保護者の就労時間、その他の保育を必要とする時間を勘案し、当園と協議のうえ個別に決定します。ただし、入園当初、お子さんが無理なく新しい環境に慣れ、スムーズに園生活が始められるよう、一定期間、保育時間を短縮する「ならし（なれ）保育」がありますので、ご協力をお願いします。

上記以外の時間帯において、就労時間・通勤時間等やむを得ない理由により保育が必要な場合は、20時までの範囲内で、延長保育を提供します。

（延長保育の利用にあたっては、通常の保育料の他に、別途延長保育料及び補食代が必要となります。）

（2）保育短時間認定を受けた園児の場合

9時から17時までの範囲内で、保育を必要とする時間とします。

実際に保育の提供を行なう時間帯は、各世帯の保護者の就労時間、その他の保育を必要とする時間を勘案し、当園と協議のうえ個別に決定します。ただし、入園当初、お子さんが無理なく新しい環境に慣れ、スムーズに園生活が始められるよう、一定期間、保育時間を短縮する「ならし（なれ）保育」がありますので、ご協力をお願いします。

上記以外の時間帯において、就労時間・通勤時間等やむを得ない理由により保育が必要な場合は、20時までの範囲内で、延長保育を提供します。

（延長保育の利用にあたっては、通常の保育料の他に、別途延長保育料及び補食代が必要となります。）

5 施設の概要

敷地面積	1,993.84 m ²
建物	鉄骨鉄筋コンクリート2階建 延べ床面積 1,556.57 m ²
施設の内容	<ul style="list-style-type: none"> • 保育室：407.93 m²（6室） • 乳児室：130.93 m² • 調理室：55.14 m² • 調乳室：5.26 m² • 沐浴室：4.56 m² • 遊戯室：120.42 m² • ランチルーム：143.01 m² • 屋外運動場：843.32 m²
設備の内容	冷暖房、床暖房

6 職員体制（令和4年4月1日現在）

	常勤	常勤の資格	非常勤	非常勤の資格
園長	1人	幼稚園教諭、保育士	0人	
副園長	1人	幼稚園教諭、保育士	0人	
顧問			1人	幼稚園教諭、保育士
主幹保育教諭	2人	幼稚園教諭、保育士	0人	
保育教諭	22人	幼稚園教諭、保育士	0人	
保育教諭補助者	0人		4人	幼稚園教諭、保育士
			2人	幼稚園教諭
			4人	保育士
			5人	資格なし
事務	2人		0人	
看護師	1人	看護師	0人	
栄養士	1人	栄養士	0人	

7 保護者の負担について

(1)

	1号認定子ども	2号認定子ども	3号認定子ども
保育料	川崎市が定める額(無償)	川崎市が定める額(無償)	川崎市が定める額
入園料 (入園受入準備金)	150,000円 (入園手続き時に納付)	なし	なし
施設設備費	30,000円 (入園後初回月)	なし	なし

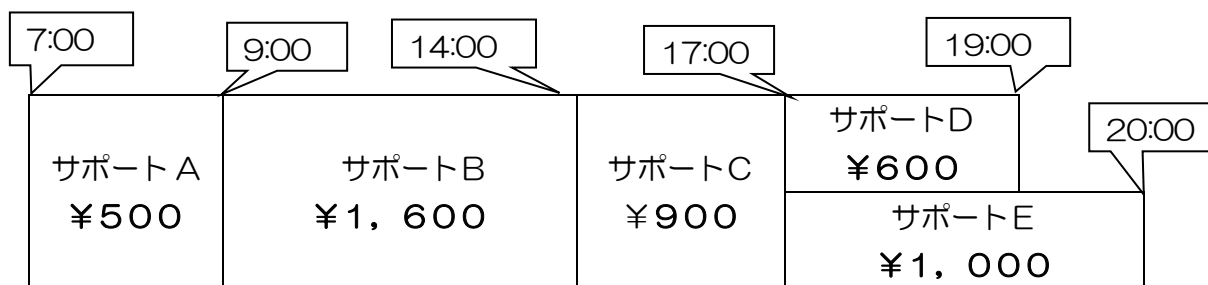
	1号認定子ども	2号認定子ども	3号認定子ども
特定保育料	5,500円(月額) { 教育環境整備費 教育充実費 (教材・食育費含む) 研修充実費	なし	なし
保育料振替手数料	100円+消費税(月額)	100円+消費税(月額)	100円+消費税(月額)
出願料	5,000円	なし	なし
実費徴収	主食代 2,000円 (月額) 副食代 4,500円 (月額) 制服(帽子・かぶる含む) およそ28,000円 個人持ち用品 (クロー、ハミなど) およそ3,400円 行事費 随時集金	主食代 2,000円 (月額) 副食代 4,500円 (月額) 補食代 1,500円 (延長保育利用者のみ月額) 制服(帽子・かぶる含む) およそ28,000円 個人持ち用品 (クロー、ハミなど) およそ3,400円 行事費 随時集金	補食代 1,500円 (延長保育利用者のみ月額) 個人持ち用品 (連絡ノートファイル、 カラー帽子など) およそ2,100円 行事費 随時集金

※1 上記実費徴収金額は、物価の変動等の影響により変更することがあります。

※2 1号認定子どもの8月分の主食代・副食代は徴収しません。

※3 1・2号認定子どものうち、要件を満たす子どもについて、副食代が免除となる制度があります。

(2) 預かり保育(サポート保育)利用料(1号認定子ども)



*上記金額は、一日の利用時間ごとの料金です。

*サポートB、C、D、Eは時間帯に応じて、給食、おやつ、補食を提供します。
給食、おやつ、補食の費用は、利用料に含まれます。

*サポートBは土曜日・長期休業期間に利用する場合に徴収します。

*サポート保育を利用するための条件などは特にありません。

*1ヶ月ごとに利用希望日、時間などの予定を記入した申請書を前月末までに提出し、園長の承

認後、利用できます。

*教育・保育及び運営上、サポート保育を行わない日があります。

※ 20時を過ぎてもお迎えのない場合、10分につき500円の遅延料金を徴収します。

※ 保育の必要性の認定を受けた利用者を対象として、園に納付した預かり保育料に応じて、無償化となる制度があります。

(3) 延長保育料（2・3号認定子ども）

30分延長利用・・・・・・・・・・ 1,000円（月額）

1時間延長利用・・・・・・・・・・ 2,000円（月額）

1時間30分延長利用・・・・・・ 3,000円（月額）

2時間延長利用・・・・・・・・・・ 4,000円（月額）

*別途補食代を月額1,500円徴収します。

※ 決められた延長保育時間を過ぎてもお迎えのない場合、10分につき500円の遅延料金を徴収します。

8 給食について

実施方法	自園調理（昼食、おやつ、補食を週5～6日実施）
給食の方針	本園の給食は、園内調理室で手作りする安全・安心の完全給食です。 主食は、米飯（胚芽米）を主にしています。 おかずには、季節感が感じられる旬の食材を使用しています。 献立は、栄養のバランスを考えた本園独自のものです。 毎月、月末に翌月の献立表を配付します。
アレルギー等への対応	アレルギーが疑われる場合、医師の診断書の提出が必要です。 個別に相談のうえ、診断書または健康管理委員会の決定に基づき本園で除去可能なものは除去食・代替食で対応します。

9 健康診断等について

(1) 健康診断

0・1歳児	年6回、嘱託医が健診します。健診の結果については、特に必要な場合のみ連絡ノートに記入し通知します。
2歳児	年3回、嘱託医が健診します。健診の結果については、特に必要な場合のみ連絡ノートに記入し通知します。
幼児	年3回、嘱託医が健診します。健診の結果については、特に必要な場合のみ別紙にて通知します。

(2) 身長体重計測

乳児	毎月1回、身長体重計測を行います。結果については連絡ノートに記入し通知します。
幼児	年3回、身長体重計測を行います。結果については「成長の記録」に記入し通知します。

(3) その他

- 歯科検診については、全園児年1回実施します。
結果については、「歯科健康診査結果のお知らせ」にて通知します。
- プール前健診、尿検査（4・5歳児）を行います。

10 年間行事予定

月	主な行事内容
4月	入園式
5月	保護者会、クラス懇談会
6月	親子遠足、移動動物園、プール開き
7月	なつまつり、七夕コンサート
9月	プール納め、秋桜（コスモス）の会、親子で遊ぼう☆ふれあいひろば（乳児）
10月	運動会、お弁当散歩（3歳児）、遠足（4・5歳児）、芋掘り
11月	クラス懇談会
12月	もちつき、お楽しみ会（人形劇）
2月	生活発表会（ワクワクひろば・ワクワクげきじょう）、お別れ遠足（4・5歳児）
3月	遠足（3歳児）、修了式、進級式
その他	季節行事、誕生会、始業式、終業式など

11 毎日の流れ

9頁、園の1日を参照

12 緊急時の対応等

教育・保育の提供中に、園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先へ速やかに連絡します。
緊急連絡先は、入園の際に提出する「園児票」で届け出ます。

13 非常災害時の対応

非常時の対応	消防計画書及び「緊急・災害時の対応」により対応します。
防火管理者	中城 真由美
防災設備	自動火災報知機 有 誘導灯 有 非常警報装置 有 その他 カーテン、敷物、建具等の防災処理 有

避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。
---------	-------------------------

1.4 保育内容に関する相談・苦情

当園利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口担当者 柳鶴 聡美 ・苦情解決責任者 中城 真由美 ・利用時間 9:00~17:00 ・電話番号 044-751-1211 	
第三者委員	石井仁美	電話番号：044-766-7426
		役 職：民生委員・児童委員
	吉川カヨ子	電話番号：044-797-5523
		役 職：民生委員・児童委員

1.5 園児に対する保険

保険の種類	独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付
保険の内容	<p>国、学校（含認定こども園）の設置者、保護者の三者による互助共済制度です。園の管理下での負傷により受診した際、一定額以上療養費を支払った場合は、センターから医療費給付が受けられます。加入の手続きは園で一括して行います。</p> <p>受診時は保護者の医療保険証を使い、立て替え払いをすることになります。</p>

1.6 利用にあたってのその他の留意事項

禁止事項・制限事項	<ul style="list-style-type: none"> ・車での送迎はできません。 ・内服薬、外用薬、目薬等の投薬は原則として行いません。（ただし、抗けいれん剤については、診断書、健康管理委員会の決定に基づき対応します。） ・他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動は止めてください。
-----------	--

園の一日（おおまかな目安です）

0歳			1歳			2歳					3歳		4歳		5歳		
おひさまのじかん 一人一人のペースで生活リズムを整えていく時間									7:00	おひさまのじかん 生活リズムを整えながら、今日の生活に期待をもつ時間							
おやつ									9:00	登園							
いちごのじかん 保育教諭・環境とかがわりながら、一人一人のペースで安心して過ごしたり遊んだりする時間			みかんのじかん			ぶどうのじかん				ほしのじかん	そらのじかん	にじのじかん					
離乳食										クラスを単位とした幼児教育の時間 ・自ら選んで遊ぶ ・クラス全体での活動、学年合同での活動 ・3、4、5歳児合同での活動など							
午睡 (一人一人のペースに応じて)			給食			給食			10:30								
			午睡			午睡			11:00								
おやつまたは授乳			おやつ			おやつ			12:00	給食		給食		給食		給食	
いちごのじかん 保育教諭・環境とかがわりながら、一人一人のペースで安心して過ごしたり遊んだりする時間			みかんのじかん クラスを基本として安心して過ごす時間 ・異年齢児とかがわって遊ぶ など			ぶどうのじかん			13:00	自ら選んだ遊び		給食		給食		給食	
									13:30	帰りの会		自ら選んだ遊び		自ら選んだ遊び		自ら選んだ遊び	
									13:30	ドリーム 午睡	スマイル 降園	帰りの会					
									14:00	ドリーム 午睡	スマイル 降園	ドリーム 午睡	スマイル 降園	ドリーム 午睡	スマイル 降園		
									15:00	おやつ		おやつ		おやつ		おやつ	
									だいちのじかん クラスをはずして過ごす時間 ・異年齢児とかがわって遊ぶ ・コーナーでやりたいものにじっくり取り組む ・戸外で自然物とかがわる ・戸外で体を動かして遊ぶ など								
(補食または離乳食)			(補食)			(補食)			18:00	(補食)							
つきのじかん お迎えを待ちながら、ゆっくりと落ち着いて過ごす時間									20:00	つきのじかん お迎えを待ちながら、ゆっくりと落ち着いて過ごす時間							



※ スマイル：午睡をしないで降園する園児
ドリーム：午睡をする園児

当園における教育・保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

田園調布学園大学 みらいこども園 園長 勝 浦 芳 子 印
設置者 住 所 〒158-8512
東京都世田谷区東玉川二丁目 21 番 8 号
名 称 学校法人 調 布 学 園
氏 名 理 事 長 西 村 昭 印

私は、本書面に基づいて、田園調布学園大学 みらいこども園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

園 児 氏 名 _____

保 護 者 住 所 _____

保 護 者 氏 名 _____ 印

園児からみた続柄 _____